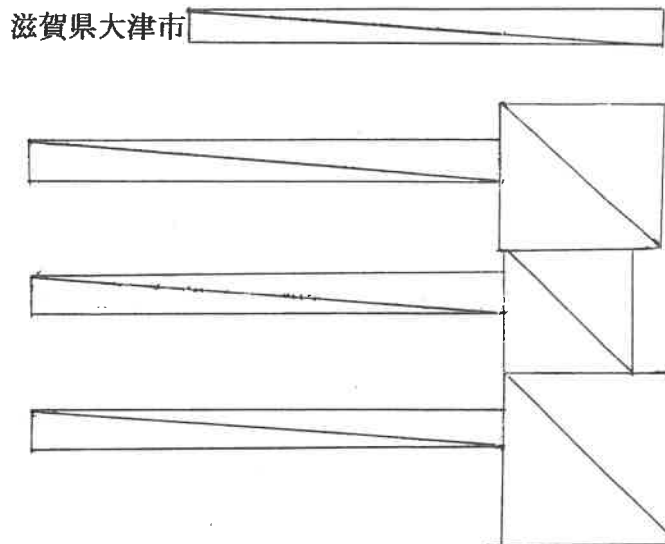




意見書

令和元年9月9日

京都府知事 西脇 隆俊 様



京都府林地開発行為の手続に関する条例第3条の規定による意見は下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

京都市伏見区醍醐一ノ切町 28 番地
株式会社陀羅谷 代表取締役 中井 久勝

2 林地開発行為の目的

産業廃棄物最終処分場の建設(安定型)

3 林地開発行為をしようとする区域

京都市伏見区醍醐一ノ切町 33 番地ほか

4 意見の内容

別紙のとおり

別紙

本件林地開発行為に関して、生活環境保全の見地から以下のとおり意見を述べる。

第1 土砂災害の危険性の増大

本件事業は約5万㎡もの広大な土地に約87.4万㎡もの埋め立てを行う計画である。予定地の現況は、山林であるところから、このような大規模開発による山林の保水機能の低下、地すべり土砂災害の危険性増加は無視できないものである。

また、本件周辺林地が保安林に指定されている理由は、過去において台風等の影響により千丈川が氾濫し、大規模な土砂災害が起きたという歴史に鑑み、森林を保全し保水機能を維持することにある。最近の気候変動によって、年々生命を脅かすような大量の雨が短時間に降り続く状況は増え、つい数年前にも大雨によって千丈川下流の護岸が崩壊し、下流域が洪水の危険にさらされる事態も起こった。

仮に、開発ならびに事業完了後には植林等で原状回復に努めるとしても、長い年月を要する行為である。本件事業実施中及び事業完了後の原状回復の間に大規模な災害が発生する可能性が、現状よりもはるかに高まることは言うまでもない。

そうであるにもかかわらず、河川水量の増加については、調整池による流量調整としか表記されていない。森林伐採による土砂災害の危険性の増加、保水力の低下がどの程度なのか、原状まで保水力を復帰させることは本当に可能なのか、開発中や埋め立て期間中にどのくらい保水力が低下するのかという認識が無く、検証もなされていないものと考えられる。

そのような認識の開発行為予定者のもとで、千丈川上流において大規模開発がなされれば、短時間に多くの雨が降るなどの状況下では、下流である千町住民が巻き添えになることは明らかであり、このような危険な開発を許すことはできない。

第2 水質悪化の危険性

千町内の千丈川は蛍の生息地として有名であり、また、川の水を利用した農業も盛んで地下水も利用されている。本件開発予定地は、千丈川の水源の一つであり、最終処分場として利用されることによる水質悪化が懸念される。

この点、開発行為予定者は、十分な容量の調整池兼沈砂池を設置し、濁水を直接下流に放流しない構造とし、月1回の水質検査を実施する、としている。

さらに、雨天時には埋め立て及び搬入を行わない、としているが、狭い道路を何度も小型トラックで運搬するという計画のもとでは当初より効率が悪く、すべての雨天時に埋め立てや搬入を行わないというのは、現実的には信じ難い。

水源は地下に浸透したうえで各地から川に流れ込むものや道路上から直接川に流れ込むものもあり、全てが調整池兼沈砂池に流入するものではない。また、地下水への影響はすぐに表れるものだけではなく、土壌への汚染物質の蓄積や住民の健康被害等の懸念もある。ひとたび水質が悪化すれば、蛍の生息はおろか農業その他千町住民の将来の生活すべてに影響することとなることから、このような位置で開発行為をすることは許されない。

第3 私道通行の懸念

本件事業計画では、開発地域から宇治市東笠取中島に至るまでの府道782号および宇治市東笠取中島から笠取ICに至る宇治市道のうち、特に府道部分については非常に幅員が狭く、普通自動車であってもすれ違いが困難な部分も多数ある。

まず、林地開発に当たっては大型重機を用いて行われることが考えられるが、そういった大型重機を搬入できるような道路ではない。林地開発とその後の産廃事業を行うにあたって、笠取ルートで作成した事業計画で行政当局の認可を得た後は、道幅の広い県道醍醐大津線及び千町生産森林組合所有の私道部分（以下「本件私道部分」という。）を通る大津市からのルートを使って、大型重機の搬入を行い、作業員や作業車両の通行、最終的には搬入車両の通行を行うことを前提とした事業計画ではないかと疑わざるを得ない。

本件私道部分は、保安林の管理を行うために滋賀県からその使用を許可されたものであり、道路法上に規定された道路ではなく、自由に通行できるものでない。それを知らせるために看板を設置し、近隣住民の生活に必要な範囲の通行とハイキング等の余暇活動での通行のみを認め、営利事業目的での通行を認めない旨を明示している。なお、本件林地開発予定者が提起した、本件私道部分に対する通行権確認及び通行妨害予防請求事件では同予定者の通行権は認められないとする判決が確定している。（大阪高裁 H30.7.19）

は、本件私道部分の通行についてその方針を変更するつもりは些かも無いことを明言しておく。

一方で、本件林地開発予定者は、上記訴訟では本件私道部分を通行する以外には通行できるルートはないと主張していたことからしても、今回の搬入ルートにて事業の申請を出すこと自体不可解と言わざるを得ず、開発時及び事業実施時においてルートが遵守されるかは疑わしい。

そのため、本件林地開発予定者において、本件私道部分を通行しないことを担保するような対策を明らかにすべきであり、このような担保がなければ開発自体を認めるべきではない。

第4 最後に

上記のとおり、本件林地開発行為を行うことについては反対であり、開発許可をすべきものではない。

は、緑豊かな森林と流れの清らかな千丈川という恵まれた自然に囲まれた地域である。全国各地の現状を見渡す中で、一度このような事業を黙認すれば次々と計画が持ち上がり豊かな自然は一瞬にして消え失せることを知った。

失われた自然は二度と元に戻すことができず、これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至ったのである。また、その影響は町内にとどまらず、学区あるいは琵琶湖の水を享受する近畿地方の皆さんにも及ぶものである。この点については、新計画の搬入経路上の笠取地区の住民の皆さんにも同意していただけるものと確信する。

住民は、恵まれた自然と共生する道を選択する。したがって、本開発計画に賛成することは、千町の環境の破壊に自ら手を貸すこととなり、絶対に認められない。

以上